

# 平成31年 第1回

## 北見市第一農業委員会総会議事録

日 時	平成31年1月24日(木)
場 所	第一農業委員会会議室
	午後 4時00分 開会
	午後 5時00分 閉会

### 1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 議案第5号
- 第 8 議案第6号
- 第 9 報告第1号
- 第10 報告第2号
- 第11 報告第3号
- 第12 報告第4号
- 第13 議案第7号

## 2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 平成 3 1 年北見市第一農業委員会業務推進計画について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 6 条の規定による買入協議の要請について
- 第 7 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 8 議案第 6 号 現況証明願について
- 第 9 報告第 1 号 平成 3 0 年北見市第一農業委員会業務報告について
- 第 1 0 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 第 1 1 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 第 1 2 報告第 3 号 北見市第一農業委員会賃借料情報の提供について
- 第 1 3 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による農用地利用配分計画（案）に係る意見について

3 平成31年第1回北見市第一農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	前澤 一幸 君		
2	高橋 秀幸 君		
3	吉田 和子 君		
4	渡邊 幸夫 君		
5	畑中 利男 君		
6	福田 保志 君		
7	中村 圭一 君		
8	萩原 和裕 君		
9	入倉 孝徳 君		
10	安斉 誠一 君		
11	芝山ひとみ 君		
12	岡田 貢 君		
13	大林 実 君		

	氏名	出席	欠席
14	(欠番)		
15	馬場 正寛 君		
16	竹下 雅英 君		
17	杉山 茂樹 君		
18	竹中 秀樹 君		
19	黒須 倫子 君		
20	米森 裕之 君		
21	岡部 浩 君		
22	國田 恭一 君		
23	鎌口 幹雄 君		

出席 20 名  
 欠席 2 名  
 欠員 1 名

(2) 事務局出席

事務局 長	山本 英司 君
事務局 次長	藤沢 浩 君
農地課 長	宮部 秀明 君
総務係 長	清水 拓 君

(3) 議長 鎌口 幹雄 君  
 署名委員 19番 黒須 倫子 委員  
 署名委員 20番 米森 裕之 委員

事務局長  
(山本 英司君)

今日は、お忙しい中、研修に引き続いてのご参集大変お疲れさまです。  
平成31年第1回北見市第一農業委員会総会の開会にあたり、北見市第一農業委員会憲章を朗唱いたしたいと存じます。

全員ご起立されまして、会長が「北見市第一農業委員会憲章」から「前文」までを申し上げますので、引続き、全員で一章から五章まで朗唱をお願いいたします。

(出席者、起立)

議長  
(鎌口 幹雄君)

「北見市第一農業委員会憲章」私たち農業委員は、農業・農業者を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、以下の憲章を遵守することを誓います。

～～全員で憲章朗唱～～

事務局長  
(山本 英司君)

これで、朗唱を終わります。

(出席者、着席)

事務局長  
(山本 英司君)

それでは、総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長  
(山本 英司君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。  
会長、よろしく願いいたします。

議長  
(鎌口 幹雄君)

これより、平成31年第1回北見市第一農業委員会総会を開会いたします。  
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長  
(藤沢 浩君)

ご報告を申し上げます。  
ただいまの出席委員数は、20名の出席であります。  
10番 安斉委員、11番 芝山委員は所用のため欠席される旨、届け出がありました。  
次に、本日の総会議案のほか、報告第1号関連として「平成31年第1回総会資料」をお手元に配付いたしてございます。  
以上であります。

議長  
(鎌口 幹雄君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。  
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。  
本日の議事録署名委員は、19番 黒須委員、20番 米森委員の両名を指名いたします。  
次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。  
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

～ 異議なしの声多数 ～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日限りと決定いたします。  
次に、日程第3、『議案第1号 平成31年北見市第一農業委員会業務推進計画について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(宮部 秀明君)

議案の1ページから2ページでございます。  
議案第1号「平成31年北見市第一農業委員会業務推進計画について」ご説明いたします。  
推進計画の項目につきましては、1ページの1番、「農業委員会等に関する法律第6条第1項業務」から2ページの5番「その他の業務」までの5項目であります。これらの内、主なものにつきましてご説明いたします。  
1番の「農業委員会等に関する法律第6条第1項業務」では、農地法、農業経営基盤強化促進法に基づく業務、独立行政法人農業者年金基金法の業務を推進します。  
2番の「農業委員会等に関する法律第6条第2項業務」では、農地等の利用の最適化の推進に関する業務を推進します。  
3番の「農業委員会等に関する法律第6条第3項業務」では、法人化その他農業経営の合理化に関する業務、農業一般に関する調査及び情報の提供業務を推進します。  
4番の「農業委員会等に関する法律第38条第1項業務」では、関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出を推進します。  
5番の「その他の業務」では、(1)農業委員会業務の充実と農業委員資質向上の取り組みの他、(5)までの業務に取り組むとともに、第二農業委員会との連携を図ってまいります。  
以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～ なしの声あり ～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～ 異議なしの声多数 ～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第4、『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(宮部 秀明君)

議案の3ページから6ページでございます。  
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたし

ます。

今回の申請は、所有権贈与が2件、使用貸借による権利が2件の合計4件であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、許可に係る地目及び面積は、6ページ欄外に記載のとおり、「田」が2筆、「畑」が48筆で、合計面積は323,380.86㎡であります。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

18番  
(竹中 秀樹君)

番号1番から3番についてご説明いたします。

番号1番、権利の種類は所有権贈与です。土地の所在は、小泉「畑」、外「田」2筆、「畑」3筆、合計面積は19,761㎡。譲渡人は、  
さん。譲受人は、  
さん(持分2分の1)および  
さん(持分2分の1)です。申請事由は、譲渡人は、譲受人の希望により、農地を譲り渡す。譲受人は、農業経営の規模拡大と併せて農作業の効率化を図るため、共有で農地を譲り受け、共同利用するというものです。

番号2番、権利の種類は使用貸借による権利です。土地の所在は、西三輪「畑」、外「畑」6筆、合計面積は106,466㎡。貸主は、  
さん。借主は、同住所  
さんです。申請事由は、後継者である息子に農地を貸し付けるといふものです。

番号3番、権利の種類は使用貸借による権利です。土地の所在は、上仁頃「畑」、外「畑」35筆、合計面積は190,212.86㎡。貸主は、  
さん。借主は、同住所  
さんです。申請事由は、後継者である息子に農地を貸し付けるといふものです。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、2班よりお願いいたします。

6番  
(福田 保志君)

番号4番についてご説明いたします。

番号4番、権利の種類は所有権贈与です。土地の所在は、大正「畑」、面積は6,941㎡。譲渡人は、  
さん。譲受人は、同住所  
さんです。申請事由は、後継者である息子に農地を譲り渡すといふものです。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、2番の案件については、  
が除斥の対象となりますので、まず、2番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、2番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～ 異議なしの声多数 ～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、2番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。  
それでは次に、2番の案件に対する質疑にはいりますので、は一時  
退席願います。

(                    、退席)

議長  
(鎌口 幹雄君)

それでは、2番の案件に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～ なしの声あり ～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おわかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～ 異議なしの声多数 ～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(                    、着席)

議長  
(鎌口 幹雄君)

次に、日程第5、『議案第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(宮部 秀明君)

議案の7ページでございます。  
議案第3号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明いたします。  
今回の通知は、合意解約による通知が1件です。農地法第18条第1項第2号の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃借権の解約が成立しているものと考えます。  
なお、通知に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「田」が5筆で、合計面積は16,607.59㎡であります。  
以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、この案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、第3班よりご説明をお願いいたします。

1番  
(前澤 一幸君)

番号1番についてご説明いたします。  
所在・地番については、上ところ371番1 「田」、外「田」4筆、合計面積は、16,607.59㎡です。賃貸人は、                    。賃借人は、                     さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成31年1月7日。引渡しの時期は、平成31年1月7日です。その他は記載のとおりです。以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしくご説明いたします。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて  
おります議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おわかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございま  
せんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第 6、『議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 6 条の規定に  
よる買入協議の要請について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(宮部 秀明君)

議案の 8 ページでございます。位置図につきましては、26 ページ以降に添付  
してございますので、ご参照願います。

議案第 4 号 「農業経営基盤強化促進法第 1 6 条の規定による買入協議の要  
請について」ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第 1 6 条の規定により、所有権移転に係るあっせん  
の申し出があった農用地につきまして、認定農業者、又は認定就農者である買  
い手側と売買の調整を進めてまいりましたが、受け手の選定に時間を要するた  
め、現段階では売買が困難な状況にあります。当該農用地は認定農業者、又は  
認定就農者に対し、利用集積を図ることが望ましい優良な農地であることから、  
農地中間管理機構公益財団法人北海道農業公社が一旦買入れる必要がある旨  
の意見を付して、同法第 1 6 条の規定により北見市長へ買入協議の要請をす  
ることに対し、本委員会の決定を求めるものであります。

なお、買入協議の要請に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり「畑」6  
筆で、合計面積は 52,115 m<sup>2</sup>であります。

以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、この案件については、地域調整班の協  
議を経ておりますので、第 2 班よりご説明をお願いいたします。

6 番  
(福田 保志君)

番号 1 番についてご説明いたします。

番号 1 番、あっせんの申し出者は、  
さん。土地の表示は、大正  
外 5 筆、現況地目は「畑」、合計面積は 52,115 m<sup>2</sup>です。農地中間管理機構  
による買入が特に必要と認められる理由については、受け手認定農業者又は認定  
就農者への選定に時間を要するためでございます。

以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて  
おります議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～



議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～ 異議なしの声多数 ～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第7、『議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(宮部 秀明君)

議案の9ページから14ページでございます。  
議案第5号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。  
今回、北見市長より付議された案件は、賃借権が24件、所有権売買が1件、賃借権の移転が1件の合計26件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
なお、集積計画に係る地目及び面積は、14ページ欄外に記載のとおり「田」が34筆、「畑」が78筆で、合計面積は500,139.03㎡であります。  
以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

18番  
(竹中 秀樹君)

番号1番から6番についてご説明いたします。  
番号1番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は24,000円、10aあたり7,900円です。  
番号2番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は149,580円、10aあたり2,900円です。  
番号3番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は1,000,000円、10aあたり82,700円です。  
番号4番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は160,000円、10aあたり9,500円です。  
番号5番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は287,000円、10aあたり6,200円です。  
番号6番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は70,000円、10aあたり7,000円です。  
以上でございます。

議 長

つづきまして、第2班よりお願いいたします。

(鎌口 幹雄君)

6 番

(福田 保志君)

番号7番から16番についてご説明いたします。

番号7番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は50,000円、10aあたり2,000円です。

番号8番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は120,000円、10aあたり10,100円です。

番号9番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は98,000円、10aあたり9,400円です。

番号10番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は100,000円、10aあたり8,400円です。

番号11番から16番まで、権利は賃借権で、権利の設定等を受ける者は、  
さんです。

番号11番、権利の設定等をする者、  
さん。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は54,000円、10aあたり9,100円です。

番号12番、権利の設定等をする者、  
さん(持分5分の2)および、  
さん(持分5分の1)です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は45,000円、10aあたり8,700円です。

番号13番、権利の設定等をする者、  
さん。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は30,000円、10aあたり9,000円です。

番号14番、権利の設定等をする者、  
さん。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は59,200円、10aあたり6,900円です。

番号15番、権利の設定等をする者、  
さん。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は59,200円、10aあたり7,300円です。

番号16番、権利の設定等をする者、  
さん。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は59,200円、10aあたり5,000円です。

以上でございます。

議長

(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

1 番

(前澤 一幸君)

番号17番から26番についてご説明いたします。

番号17番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は100,000円、10aあたり2,500円です。

番号18番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は106,000円、10aあたり9,000円です。

番号19番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は369,160円、10aあたり6,000円です。

番号20番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載

のとおりで、借賃は 83,500 円、10 a あたり 9,000 円です。

番号 2 1 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載  
のとおりで、借賃は 296,000 円、10 a あたり 9,000 円です。

番号 2 2 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載  
のとおりで、借賃は 90,000 円、10 a あたり 2,200 円です。

番号 2 3 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載のと  
おりで、借賃は 99,640 円、10 a あたり 6,000 円です。

番号 2 4 番、権利は賃借権の移転です。権利の設定等をする者、  
さんで、その土地の所有者は、  
さんです。権利の設定等を受ける者、  
広郷 1364 番地 宮本裕一さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、  
借賃は 160,000 円、10 a あたり 9,000 円です。

番号 2 5 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載  
のとおりで、借賃は 150,000 円、10 a あたり 10,200 円です。

番号 2 6 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載  
のとおりで、借賃は 120,000 円、10 a あたり 10,400 円です。

以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて  
おります議案に対する質疑に入りますが、6 番の案件については、  
が、  
2 1 番の案件については、  
が除斥の対象となりますので、まず、6 番  
および 2 1 番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、6 番および 2 1 番の案件を除いて、いずれも  
原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、6 番および 2 1 番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承  
認することに決定いたします。

それでは次に、6 番の案件に対する質疑にはいりますので、  
は一時  
退席願います。

(  
、退席)

議 長  
(鎌口 幹雄君)

それでは、6 番の案件に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長  
(鎌口 幹雄君) なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ござい  
せんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長  
(鎌口 幹雄君) 異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

( 、着席)

議 長  
(鎌口 幹雄君) それでは次に、21番の案件に対する質疑にはいりますので、 は一  
時退席願います。

( 、退席)

議 長  
(鎌口 幹雄君) それでは、21番の案件に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
(鎌口 幹雄君) なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ござい  
せんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長  
(鎌口 幹雄君) 異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

( 、着席)

議 長  
(鎌口 幹雄君) 次に、日程第8、『議案第6号 現況証明願について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(宮部 秀明君) 議案の15ページでございます。  
議案第6号、「現況証明願について」ご説明いたします。  
このことについて、下記のとおり願出があったので、審議の上、適否の決定  
を求めるというものであります。  
願出件数は1件で、願出理由は「地目変更登記」のためでございます。  
番号1番、所在・地番は、川東 、公簿地目は「畑」、現況は「農地・  
採草放牧地以外」、面積は136㎡、利用状況は「宅地」、所有者は、  
さん。願出人は、 さんです。  
以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君) 事務局からの説明が終了しましたが、この案件については、地域調整班の協  
議を経ておりますので、第3班よりご説明をお願いいたします。

17番 番号1番について、ご説明いたします。

(杉山 茂樹君) 平成31年1月18日に前澤委員、岡部委員の2名とともに現地調査を行い、現況が「農地・採草放牧地以外」であることを確認しました。また、利用状況については、「宅地」と確認しました。  
以上、ご報告いたします。

議長  
(鎌口 幹雄君) 地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長  
(鎌口 幹雄君) なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長  
(鎌口 幹雄君) 異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第9、『報告第1号 平成30年北見市第一農業委員会業務報告について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(宮部 秀明君) 議案の16ページから22ページでございます。  
報告第1号「平成30年北見市第一農業委員会業務報告について」ご説明いたします。

1番の「会議の開催状況」でございます。

(1)総会につきましては、第1回から第12回までの合計12回開催し、農地法、農業経営基盤強化促進法などに係る案件について審議をいたしました。

(2)役員会議につきましては、合計6回開催し、農業委員会の課題と要望や、平成30年度中に協議すべき事項等についての協議をいたしました。

(3)委員協議会につきましては、合計7回開催し、平成31年度農林関係税制改正要望や、家族経営協定の推進についての協議をいたしました。

(4)北見市二農業委員会連絡調整会議につきましては、合計2回開催し、実態把握調査の実施や、二農業委員会の意見・要望についての協議をいたしました。

(5)北見市二農業委員会だより編集委員会につきましては、合計6回開催し、農業委員会だよりを第21号から第23号まで発行いたしました。

(6)北見市二農業委員会指針案等策定委員会につきましては、合計2回開催しております。

(7)北見市二農業委員会農業者年金協議会組織検討委員会につきましては、合計2回開催しております。

(8)農業振興会議北見自治区部会担い手アドバイザー会議につきましては、合計2回開催し、家族経営協定の推進状況や、担い手等の現状について協議をいたしました。

(9)北見市二農業委員会女性農業委員意見交換会につきましては、合計2回開催しております。

( 1 0 ) 農地パトロール(利用状況調査)につきましては、各地域調整班ごと5月の班会議の際に実施し、全体では7月24日に実施いたしました。

次に、2番「視察研修等について」でございます。

( 1 ) 道内先進地視察研修につきましては、11月13日・14日に芽室町の農研機構北海道農業研究センター、札幌市の北海道農業会議において研修を行い、委員22名が参加いたしました。

( 2 ) 総会時冬期研修会につきましては、1月は「オホーツク管内の気候について」、2月は「農地中間管理事業に係る事務手続き等について」、3月は「平成30年度農林関係予算について」、それぞれ網走地方气象台、北海道農業公社北見支所、北海道農政事務所から講師を招き、研修をいたしました。

( 3 ) 農業者年金協議会代議員等研修会につきましては、2月6日に遠軽町で開催され、20名が参加いたしました。

( 4 ) 女性農業委員の集いにつきましては、6月5日にホテル黒部で開催され、管内13農業委員会より22名の女性農業委員が参加し、北見市二農業委員会からも6名の女性農業委員全員が参加しております。

( 5 ) 東北・北海道農業活性化フォーラムにつきましては、8月24日に札幌市で開催され、鎌口会長と萩原代理、安斉班長の3名が参加いたしました。

( 6 ) 地区別農業委員等研修会につきましては、11月20日に端野町公民館で開催され、21名が参加いたしました。

( 7 ) 家族経営協定説明会につきましては、11月22日に普及センター及び家族経営協定締結者を講師に招き、22名が参加いたしました。

次に、3番の「会長公務の状況について」です。

昨年、鎌口会長が出席した会議・研修及びその他公務について記載しております。

次に、4番の「事務処理状況」です。

別添の資料として、「平成30年北見市二農業委員会の概況」を配付しております。昨年1年間に取り扱った農地法等に基づく許可などを集計しましたので、ご参照をお願いいたします。また、今後、各関係機関へも配布を予定しております。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、報告のとおり了承することといたします。  
次に、日程第10、『報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(宮部 秀明君)

議案の23ページから24ページでございます。  
報告第2号 「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明いたします。

届出件数は、所有権(相続)が6件であります。

番号1番、所在及び地番は、西三輪 「田」、外「畑」2筆、合計面積は23,187㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、同住所 さんです。届出日は平成30年12月25日、受理通知日は平成30年12月28日です。

番号2番、所在及び地番は、大正 「畑」、外「畑」2筆、合計面積は10,746㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、同住所 さんです。届出日は平成30年12月28日、受理通知日は平成31年1月7日です。

番号3番、所在及び地番は、富里 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は18,988㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は平成30年12月13日、受理通知日は平成30年12月20日です。

番号4番、所在及び地番は、川東 「畑」、外「畑」5筆、合計面積は33,859㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は平成30年12月14日、受理通知日は平成30年12月20日です。

番号5番、所在及び地番は、川東 「畑」、面積は1,727㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は平成31年1月4日、受理通知日は平成31年1月9日です。

番号6番、所在及び地番は、広郷 「畑」、面積は24,659㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、同住所 さんです。届出日は平成30年12月17日、受理通知日は平成30年12月20日です。

なお、届出に係る地目及び面積は、24ページ欄外に記載のとおり、「田」1筆、「畑」15筆で、合計面積は113,166㎡であります。

これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処理をいたしました。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします、  
本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

次に、日程第11、『報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(宮部 秀明君)

議案の25ページでございます。  
報告第3号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」ご説明いたします。

今回の届出は、所有権が1件、使用貸借による権利が1件の合計2件であります。

番号1番、所在及び地番は、とん田西町 「畑」、面積は1,365㎡です。譲渡人は、 さん、譲受人は、 さんです。転用目的及び計画の内容は、宅地造成です。届出受理年月日は、平成30年12月28日、届出処理年月日は、平成31年1月10日です。

番号2番、所在及び地番は、西三輪 「田」、面積は350㎡です。  
貸主は、 さん、借主は、同住所 さんです。転用目的及び計画の内容は、住宅です。届出受理年月日は、平成30年12月20日、届出処理年月日は、平成30年12月28日です。

これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処理をいたしました。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

次に、日程第12、『報告第4号 北見市第一農業委員会賃借料情報の提供について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(宮部 秀明君)

議案の26ページでございます。

報告第4号 「北見市第一農業委員会賃借料情報の提供について」ご説明いたします。

農地法第52条の規定に基づき、平成30年1月から12月までに締結された賃貸借契約における実勢の賃借料情報を提供するものでございます。右の表をご覧ください。10a当たりの平均額では、田の部が5,900円、一般畑の部が6,900円、飼料畑の部では2,000円となっております。

なお、市民への周知は、市のホームページなどを活用してこの賃借料情報を提供してまいります。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、報告のとおり了承することといたします。

それでは次に、追加議案の審議に移りたいと思います。

日程第13、『議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に係る意見について』を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(宮部 秀明君)

議案の10ページでございます。

議案第7号 「農地中間管理機構の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に係る意見について」ご説明いたします。

このことについて、北見市長から意見を求められたので、審議の上 適否の決定を求めるものであります。



